

○山口市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則

平成17年10月1日

規則第3号

改正 平成20年3月31日規則第14号

改正 平成25年2月28日規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、山口市議会政務活動費の交付に関する条例（平成17年山口市条例第5号。以下「条例」という。）に基づいて交付される政務活動費に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付申請)

第2条 政務活動費の交付を受けようとする条例第2条に規定する会派（以下「会派」という。）の代表者は、市長に対し、議長を経由して政務活動費交付申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

2 議長は、前項の規定による申請書を受理したときは、その内容が事実と相違ないことを証する書面を添付して、市長に送付するものとする。

(交付等の決定)

第3条 市長は、前条の規定により議長から送付を受けた申請書を受理したときは、当該申請について交付すべき政務活動費の額を決定し、政務活動費交付決定通知書（様式第2号）により会派の代表者に対して通知するものとする。

(交付の請求)

第4条 市長から前条の規定による決定の通知を受けた会派の代表者は、当該決定を受けた政務活動費について、政務活動費交付請求書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

(会派の所属議員の異動に伴う調整)

第5条 条例第4条に規定する会派に所属する議員数に異動を生じた場合の調整については、次に定めるとおりとする。

(1) 政務活動費の交付を受けた会派に所属していた議員が当該会派に所属しないこととなったときは、当該会派は、その時点での当該会派における政務活動費の残余の額のうち交付対象としての当該議員分に相当する額を市長に返還するものとする。

(2) 市長は、前号の議員が新たに所属することとなった会派の政務活動費について、前号の規定により返還された当該議員分に相当する政務活動費の額をもって調整するものとする。

(3) 市長は、新たに議員となった者が所属することとなった会派の政務活動費について、条例第3条第1項に定める年額を12で除した額に当該議員が議員となることとなった日の属する月から当該年度末までの月数を乗じて得た額をもって調整するものとする。

(調整申請)

第6条 政務活動費の交付を受けた会派は、所属する議員の数に異動を生じたときは、市長に対し、議長を経由して政務活動費調整申請書(様式第4号)を提出するものとする。

2 前項に規定する政務活動費調整申請書については、第2条第2項を準用する。

(内訳書)

第7条 条例第6条第1項に規定する内訳書は、様式第5号によるものとする。

(会派の解散通知)

第8条 政務活動費の交付を受けた会派が解散したときは、当該会派の代表者であった者は、市長に対し、議長を経由して会派解散通知書(様式第6号)を提出しなければならない。

2 前項に規定する会派解散通知書については、第2条第2項を準用する。

(経理責任者の設置)

第9条 会派の代表者は、会派における政務活動費の出納及び会計帳簿の管理を行わせるため、経理責任者を置くものとする。

2 経理責任者は、政務活動費の出納について会計帳簿を調整するとともに、政務活動費に関する証拠書類を整理し、これらの書類を政務活動費に係る収支報告書の提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日規則第14号)

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に交付された政務調査費については、なお従前の例による。

附 則(平成25年2月28日規則第3号)

(施行期日)

1 この規則は、平成25年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の山口市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この規則の施行の前日この規則による改正前の山口市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

様式第 1 号(第 2 条関係)

年 月 日

(宛先)山口市長

会派名

代表者名

政務活動費交付申請書

政務活動費の交付を受けたいので、山口市政務活動費の交付に関する条例施行規則第 2 条の規定により下記のとおり申請します。

記

- 1 会派の名称
- 2 会派の結成年月日 年 月 日
- 3 経理責任者名
- 4 所属議員数
- 5 交付申請額 円( 年度政務活動費として)

様式第 2 号(第 3 条関係)

第 号

年 月 日

会派名

代表者名 様

山口市長 印

政務活動費交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった政務活動費の交付について下記のとおり決定したので、山口市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第 3 条の規定により通知します。

記

1 会派の名称

2 所属議員数

3 政務活動費交付決定額 円

様式第 3 号 (第 4 条関係)

年 月 日

(宛先) 山口市長

会派名

代表者名

政務活動費交付請求書

年 月 日付け 第 号で決定の通知を受けた政務活動費について、下記のとおり交付を請求します。

記

政務活動費交付決定額

円

様式第 4 号(第 6 条関係)

年 月 日

(宛先)山口市長

会派名

代表者名

政務活動費調整申請書

このたび、会派に所属する議員数に異動が生じたので、山口市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第 6 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 異動内容及びその理由

2 異動に伴う政務活動費の要調整額

円

様式第 5 号(第 7 条関係)

収支報告書に関する内訳書

1 収入に係る内訳 (単位 円)

項 目	金 額
合 計	

2 支出に係る内訳 (単位 円)

項 目	金 額	備 考
調 査 研 究 費		
研 修 費		
広 報 費		
広 聴 費		
要 請 ・ 陳 情 活 動 費		
会 議 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費		
人 件 費		
事 務 所 費		
合 計		

経理責任者名



様式第 6 号(第 8 条関係)

年 月 日

(宛先)山口市長

会派名

代表者名

会派解散通知書

年 月 日付けで会派を解散いたしましたので、通知  
します。